

安全運転管理者制度における各種変更届について

これから年度末にかけて、正・副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）の交代、事業所移転、社名変更などが予定されている事業所も多いのではないかと思います。

安全運転管理者制度では、

安全運転管理者等・会社名・住所の変更等、届出内容が変更になった場合には、**変更後15日以内**に公安委員会（警察署）への届出が必要です。

届出が必要な変更及び届出要領は次のとおりですので、お手続きをお忘れないようにお願いします。

届出が必要な主なもの

安全運転管理者等関係

- ☐ 異動等に伴い**安全運転管理者等が交代**した場合
- ☐ 安全運転管理者等の**氏名・職務上の地位に変更**があった場合

届出者関係

- ☐ 届出者の**氏名又は法人の名称及び届出者の住所、連絡先に変更**があった場合
- ☐ 代表者の**氏名に変更**があった場合

使用の本拠の位置関係

- ☐ **名称・位置・業種に変更**があった場合

その他の変更

- ☐ **自動車台数に変更**があった場合

★警察署への届出 ➡ 所定の様式に基づき、管轄警察署交通課へ届け出てください。
★協議会への届出 ➡ 警察署への届出とは別に、事務局まで電話（095-865-6530）にてご連絡ください。

様式は、長崎県警察本部のホームページ（<https://www.police.pref.nagasaki.jp/police/shinsei/sonota-kotsukankei/anzen-untan-yoshiki/>）に掲載されています。

※ご不明な点等、詳しくは警察署交通課にお尋ねください。